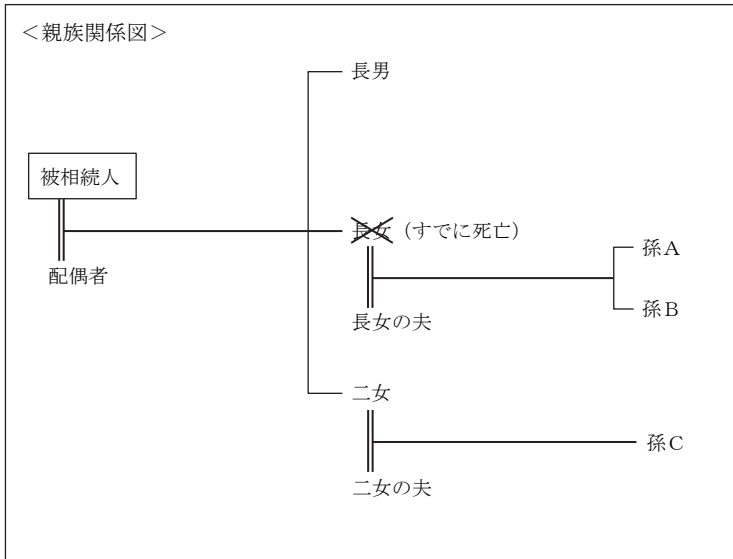


第6章

相続・事業承継

【問題45】日本FP協会2021年-1月-19

下記の〈親族関係図〉の場合において、民法の規定に基づく法定相続分に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）に入る適切な語句または数値を語群の中から選び、解答欄に記入しなさい。なお、同じ語句または数値を何度選んでもよいこととする。



[相続人の法定相続分]

- ・被相続人の配偶者の法定相続分は（ア）。
- ・被相続人の長男の法定相続分は（イ）。
- ・被相続人の孫Aおよび孫Bの各法定相続分は（ウ）。

〈語群〉

なし	1/2	1/3	1/4	1/6
1/8	2/3	3/4	1/12	

【解説】

(ア)

今回は、相続人が「配偶者」と「第一順位の子供」となるので、配偶者の法定相続分は $1/2$ となる。

(イ)

第一順位の子供の法定相続分が $1/2$ となり、それを子供の数で按分する。



POINT

相続人が既に死亡しているときは、その人に子供がいるか注目する。

今回は長女がすでに死亡しているが、長女には子A・B（被相続人からみると孫にあたる）がいるので、生きている長男、二女だけが相続人となるわけではなく、長男・長女の子A・長女の子B・二女が相続人となる。（代襲相続という。）

ただし、法定相続分 $1/2$ を4分割するのではなく、あくまで、「長男分」「長女分」「二女分」の3分割となるので注意。（この続きは（ウ）でお話します。）

よって、長男の法定相続分は、 $1/2$ の $1/3$ で、 $1/6$ となる。

(ウ)

(イ) より、孫Aおよび孫Bの各法定相続分は、 $1/6 \times 1/2 = 1/12$

正解：(ア) $1/2$ (イ) $1/6$ (ウ) $1/12$

補足

今回は、長女が被相続人より前に死亡しているので代襲相続となったが、長女が「相続放棄」をしていたときは、孫AおよびBには代襲相続は起こらないので注意する。

【問題 46】 日本 FP 協会 2020 年-1 月-20 改

志田孝一さん（37 歳）は、父（68 歳）と叔父（65 歳）から下記＜資料＞の贈与を受けた。孝一さんの 2026 年分の贈与税額を計算しなさい。なお、父からの贈与については、2025 年から相続時精算課税制度の適用を受けている。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

＜資料＞

[2025 年中の贈与]

- ・父から贈与を受けた金銭の額：1,000 万円

[2026 年中の贈与]

- ・父から贈与を受けた金銭の額：1,800 万円
- ・叔父から贈与を受けた金銭の額：700 万円

※2025 年中および 2026 年中に上記以外の贈与はないものとする。

※上記の贈与は、住宅取得等資金や結婚・子育てに係る資金の贈与ではない。

＜贈与税の速算表＞

(イ) 18 歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産の場合

基礎控除後の課税価格		税率	控除額
200 万円 以下		10%	—
200 万円 超	400 万円 以下	15%	10 万円
400 万円 超	600 万円 以下	20%	30 万円
600 万円 超	1,000 万円 以下	30%	90 万円
1,000 万円 超	1,500 万円 以下	40%	190 万円
1,500 万円 超	3,000 万円 以下	45%	265 万円
3,000 万円 超	4,500 万円 以下	50%	415 万円
4,500 万円 超		55%	640 万円

(ロ) 上記 (イ) 以外の場合

基礎控除後の課税価格		税率	控除額
200 万円 以下		10%	—
200 万円 超	300 万円 以下	15%	10 万円
300 万円 超	400 万円 以下	20%	25 万円
400 万円 超	600 万円 以下	30%	65 万円
600 万円 超	1,000 万円 以下	40%	125 万円
1,000 万円 超	1,500 万円 以下	45%	175 万円
1,500 万円 超	3,000 万円 以下	50%	250 万円
3,000 万円 超		55%	400 万円

【解説】



POINT

複数人からの贈与があるとき、誰からの贈与が相続時精算課税制度の適用を受けているのか、に注目しよう。当然、受けているケース、受けていないケースで計算が変わるので、今回でいうと、父と叔父の場合で分けて考えていく。

【父からの贈与】

相続時精算課税制度の基礎控除は毎年控除できる。

- ① 2025年 $1,000 - 110 = 890$ 万円（相続時精算課税制度の基礎控除）
 - ② 2026年 $1,800 - 110 = 1,690$ 万円（相続時精算課税制度の基礎控除）
- 累計 2,500 万円を超える部分が課税対象なので
- $890 + 1,690 - 2,500 = 80$ 万円
- $80 \text{ 万円} \times 20\% = 16 \text{ 万円}$

【叔父からの贈与】

暦年課税の 110 万円の基礎控除を差し引く。

- $700 - 110 = 590$ 万円
- $590 \text{ 万円} \times 30\% - 65 \text{ 万円} = 112 \text{ 万円}$

【合計】

$16 \text{ 万円} + 112 \text{ 万円} = 1,280,000 \text{ 円}$

正解：1,280,000 円

補足

同じ直系尊属からの贈与の場合、相続時精算課税制度を選択して以降は、基礎控除 110 万円を適用することはできないが、直系尊属でない者からの贈与は暦年課税となる。また、2024 年 1 月以降の相続時精算課税制度では特別控除 2,500 万円の控除前に年 110 万円を控除することになるが、暦年課税の基礎控除 110 万円とは異なることに注意。